

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 4 月 21 日（金）第 406 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                           |              |   |
|---------------------------|--------------|---|
| ○県営土地改良事業の計画の変更（2件）       | （農地整備課取扱い）   | 1 |
| ○公共測量の終了（5件）              | （監理課取扱い）     | 2 |
| ○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧   | （都市計画課取扱い）   | 2 |
| ○都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 | （都市計画課取扱い）   | 2 |
| ○歳入の収納事務の委託               | （交通規制課取扱い）   | 3 |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止    | （北薩地域振興局取扱い） | 3 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備）第一大和城地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 4 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
令和 5 年 4 月 24 日から同年 5 月 24 日まで
- 縦覧場所  
天城町役場農地整備課

## 鹿児島県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備，農道整備及び土層改良）手々知名地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 4 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
令和 5 年 4 月 24 日から同年 5 月 24 日まで
- 縦覧場所

和泊町役場耕地課

**鹿児島県告示第405号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長から令和4年10月21日鹿児島県告示第753号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月24日終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第406号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北薩地域振興局長から令和4年9月26日鹿児島県告示第706号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月29日終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第407号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、熊本防衛支局長から令和4年12月23日鹿児島県告示第892号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月28日終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第408号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から令和4年11月18日鹿児島県告示第808号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月16日終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第409号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から令和4年11月18日鹿児島県告示第809号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月15日終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第410号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
薩摩川内都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第411号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 薩摩川内都市計画特別用途地区
  - (2) 名称 複合系市街地形成促進地区
- 2 関係図書の縦覧場所
 

鹿児島県土木部都市計画課

#### 鹿児島県告示第412号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和5年4月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類
 

パーキング・メーター作動手数料
- 2 委託の相手方
 

鹿児島市新屋敷町26番地8  
株式会社ガードシステム鹿児島
- 3 委託期間
 

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 北薩地域振興局告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和5年4月21日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後くらぶエイトプラス	出水市知識町324番2号	一般社団法人みかさの里	出水市緑町19番1号	双津 忠一	令和5年3月31日	放課後等デイサービス